

定款

一般社団法人苫小牧スマートシティプラットフォーム

第1章

総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人苫小牧スマートシティプラットフォーム（略称：TSC-P）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道苫小牧市に置く。

第2章

設立趣旨及び目的

(設立趣旨)

第3条 市民がより楽しく幸せに生活することで郷土愛を醸成し、誇りをもって生活できる地域を創生するとともに、産官学連携による総合的なまちづくりを通じて、持続可能で魅力的な都市を目指す。

また、苫小牧市が基本構想に掲げる「人間環境都市」の実現に向けて、スマートシティの構築に取り組んでいることから、当法人が一端を担うことで、その実現を推進する。

(目的)

第4条 当法人は、前条の設立趣旨に基づいて、苫小牧市におけるスマートシティの実現を目指すことで、モビリティ、ヘルスケア、食、観光、子育て、インフラ整備、防災、防犯、スポーツ、ビジネス等の様々な分野における課題解決を図る。

第3章

事業

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) スマートシティ及びそれに関連する各種活動の調査、企画、実施
- (2) 地域 DX の推進に向けた実証事業への住民参画の促進
- (3) データ連携基盤の活用の推進
- (4) 市民がデジタル化への恩恵を実感できるためのサービス展開に向けた普及、啓発の推進
- (5) 他地域との連携及び情報共有、産官学連携の推進
- (6) 事業実施に必要な国及び自治体等への各種補助金申請等
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第4章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人には次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）における社員とする。

- (1) 正 会 員：当法人の目的に賛同して入会した法人、団体、個人

(2) 賛助会員：当法人の事業を応援するために入会した法人、団体、個人

(3) 学識会員：当法人の目的を達成するために有益と認められる大学、高等専門学校、研究機関等及びそれらに属する個人

2 学識会員は、当法人の非営利活動への参加、営利事業や受託事業の実施に対する助言を担う。

3 賛助会員及び学識会員は、会員総会での議決権を有しない。

(入会)

第 7 条 当法人に入会するときは、別に定める入会申込書を事務局に提出した上、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の同意を得るものとする。

(入会資格基準)

第 8 条 入会の申請があったとき、次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承認しない。

(1) 第 40 条に反するとき

(2) 特定の思想、政治又は宗教上の活動に関連しているとき

(3) 公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき

(4) 申請時に虚偽の申告をしたとき

(5) 前 4 号に掲げる事項のほか、不適格であると認められるとき

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員並びに賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中に入会した場合は、月割計算により会費を支払うものとする。

(任意退会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会日の 30 日以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産したとき

(3) 正会員及び賛助会員で、1 年以上会費を滞納したとき

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により会員を除名しようとするときは、当該会員に 1 週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 年度の予算及び活動計画の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項

2 前項第1号に定める予算が年度途中で変更になった場合は、第15条第2項、第3項及び第4項に則って会員総会の承認を得るものとする。

(開催)

第15条 当法人の定時会員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 会員総会は、主たる事務所の所在地にて開催する。

3 代表理事が必要と認めるときは、前項の規定に関わらず開催することができる。

4 総会は、必要に応じて書面、電子メール又はオンライン会議システム等による開催とすることができる。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行

う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

3 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任できる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、会員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(会員総会議事録)

第 21 条 会員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章

役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事から、副代表理事及び業務執行理事を置くことができる。

(役員の選任)

第 23 条 理事、代表理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が職務を困難になった時などはその職務を代理する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時会員総会終了時までとする。

2 役員の再任は、これを妨げない。

3 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期満了の時までとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

5 理事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対する報酬は、会員総会の決議をもって定める。

第 7 章

会計

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、本会設立年度は、設立日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事の過半数の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事の過半数の承認を得て、定時会員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 32 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(経費)

第 33 条 この法人の経費は、年会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

第 8 章

運営委員会

(運営委員会)

第 34 条 第 5 条に定める事業を円滑に運営するため、総会の下に運営委員会を設け、総会に付すべき事項、その他必要な事項について審議する。

2 運営委員会は、原則として月 1 回程度開催する。

3 前項に定めるもののほか、運営委員会を円滑に運営するため、必要に応じて会議を開催することができる。

第 9 章

事務局

(事務局)

第 35 条 当法人は、事務局を設置し、以下の事務を実施する。

- (1) 会員にかかる各種窓口
- (2) 本会における対外的な情報発信にかかる各種事務
- (3) 会議招集等、総会及び各種会議運営にかかる事務
- (4) その他、当法人の運営において必要な事務

2 この法人は、事務局業務の一部を理事の過半数の同意を経て、第三者に委託することができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数をもって定める。

第 10 章

ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第 36 条 第 5 条に定める事業を具体的に推進するため、総会の下にテーマ別のワーキンググループを設けることができる。

2 運営委員会から任命されたワーキンググループのリーダー会員は、ワーキンググループ内の事業推進及びサブワーキンググループ間の事業連携を行う。

3 ワーキンググループのメンバーは、ワーキンググループに属する会員間の協議により、必要に応じて会員以外の者の参加を認める。

第 11 章

定款変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

第 12 章

公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章

反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

第 40 条 当法人の会員（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを必須とする。なお、入会以降、反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号に該当する関係を有することが判明した場合、運営委員会から、何らの催告を要せず、運営委員会にて、退会させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を不適切に供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 14 章

秘密情報

(秘密情報)

第 41 条 秘密情報とは、本会の活動を通じて入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいう。なお、退会以降も本条は有効とする。

- (1) 個人情報

(2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示時に秘密として指定したもの

(3) その他開示者が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 予め相手方の開示の同意を得た個人情報

(2) 開示の時点ですでに公知の情報又は、その後自己の責によらず公知となった情報

(3) 自己が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

(4) 開示の時点で既に自己が保有している情報

(5) 秘密情報を用いることなく独自に開発した情報

3 秘密情報は、必要最小限の会員間でのみ共有するものとし、本会の事業目的以外に使用してはならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、行政当局又は裁判所等の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う会員は、事務局に対して速やかにその旨を通知するものとする。

第 15 章

知的財産権等

(知的財産権等の帰属)

第 42 条 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。

(2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う。

第 16 章

基金

(基金の抛出)

第 43 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 17 章

附則

(定款に定めがない事項)

第 44 条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 45 条 当法人の設立時社員の法人名及び氏名、住所は、次のとおりである。

法人名 道路建設株式会社

氏 名 宮崎 健悟

(設立時の役員)

第 46 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 氏名 宮崎 健悟

設立時理事 氏名 宮本 知治

設立時理事 氏名 山口 志郎

設立時理事 氏名 市町 峰行

設立時理事 氏名 沖 一郎

設立時理事 氏名 藤 淳一

設立時監事 氏名 久保田 順司

(設立時の代表理事)

第 47 条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 氏名 宮崎 健悟

別表：年会費

会員区分	年会費（税込み）
法人（正会員）	12,000 円
個人（正会員）	6,000 円
法人（賛助会員）	6,000 円
個人（賛助会員）	3,000 円

以上、一般社団法人苫小牧スマートシティプラットフォームを設立のため、設立時社員宮崎健悟外 1 名の定款作成代理人である司法書士岡田圭正は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 11 月 14 日

設立時社員 道路建設株式会社

設立時社員 宮崎健悟

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

司法書士 岡 田 圭 正